

# 視点

## 弁理士と弁護士の見方、考え方

弁理士  
長谷川 芳樹

司法制度改革の一つとして弁理士法が改正され、弁理士にも特許等の侵害訴訟における訴訟代理権が付与されるようになった。

ただし、二つの条件があり、一つは弁護士との共同でなければ訴訟代理人になれないこと、もう一つは、能力担保研修を受けて特定侵害訴訟代理業務試験に合格すること、である。

### 今年は約800人

今年度の研修課程は、既に5月から始まっており、秋には800人程度が研修を修了し、特定侵害訴訟代理業務試験の受験資格を取得する見込みである。試験の内容は、民法/民事訴訟法の理解を問う法律問題と、特許等の侵害訴訟における訴状や答弁書等の起案力を問う実務問題から構成される…らしい。東京と大阪で10月27日に行われ、午前と午後で2時間半を2回、計5時間の本格的な試験となる…という。

巷では、合格率は8割とも9割とも言われているから、数字的には「受ければ大半は合格」する。しかし、逆に言えば「100人前後が落ちる」ということだから、なかなか厳しい。当人にとってみると「落ちればみっともない」という思いから、かなりプレッシャーが強く、研修を受ける姿は真剣である。

### 「試験」というハードル

かく言う小生、気軽に応募してみたら“当選”してしまい、年甲斐もなく民事訴訟法の勉強や宿題の起案演習に追われることとなった。数十人のクラスメートには、老舗有名事務所の所長や元弁理士会長、特許訴訟等で有名な弁理士も含まれる一方、民法や民事訴訟法の基礎講座から勉強を続けている新進弁理士も多い。4冊のテキストや六法の他に参考書も広げて、数十人の弁理士が研修室に居並び講義を受ける光景は、なかなか壮観である。

秋までの研修課程と宿題の起案演習を終えて、10月の試験に合格すると、晴れて特定侵害訴訟代理権付与弁理士(これを「付与弁理士」と呼ぶらしい。)として名簿に登載/公開される。しかし、万一、試験に落ちたときの事を考えると、受験者の心中は誠に穏やかではなく、どうしても寝付きが悪くなりがちだが、いまさら引く訳にもいかない。

### 共同訴訟代理

晴れて「付与弁理士」になると、特許侵害訴訟等においても訴訟代理人となれるが、弁護士と共同で代理しなければならない。これについては、各方面で色々なことが言われており、概ね日本弁理士会では「単独訴訟代理を容認すべし」という意見、日本弁護士連合会では「弁理士の単独訴訟代理は反対」

という意見が主流であろう。

特許訴訟等において、弁護士と弁理士の共同訴訟代理とするか、それとも弁護士や弁理士の一方のみとするかは、基本的にはユーザーたる当事者が自己責任で選択すべき問題である。そういう意味で、共同訴訟代理を必須とする日弁連の姿勢には違和感を禁じ得ない。

しかし、現実の特許侵害訴訟等に直面した当事者から、訴訟代理は「共同が良いか、単独が良いか」と問われれば、私は迷わず「弁護士と弁理士の共同とすべき」と答える。



### 弁理士と弁護士の 見方、考え方

私が特許業界に入った最初の事務所は、複数の弁護士が在籍する老舗のK特許法律事務所であった。そこで4年間の実務を経験し、開業後は少ないながらも特許訴訟を経験して、何人かの弁護士と一緒に仕事をした。そして、3年前に我が創英は特許事務所から特許法律事務所に衣更えし、現在は2名の弁護士と同じ職場で働いている。

そのような22年間の弁理士生活を通して、弁理士（特に特許専門の弁理士）と弁護士の“ものの見方、考え方”の違いを強く感じ

ている。ひとことで言って、特許の弁理士は自然科学に忠実で無理な理屈立てを“良し”としないが、弁護士は基本的に“きつたはった”の世界である。弁理士なら「それを主張しても仕方ないのでは？」と思えることでも、弁護士の見方では「当然の主張」であって、争うか否かは相手の問題となる、と私は感じている。

このような見方、考え方の相違は、理系と文系という背景の差に起因するとも言えるが、私は司法修習における2年間の経験が、弁護士を弁理士とは大きく異ならせているのではないかと、思う。

弁理士の場合は、大学卒業後に社会人を経験してから試験に合格し、その延長線上で弁理士生活を始める。ところが、弁護士の場合は一般的に、学生あるいは司法浪人から試験に合格し、その後公務員として司法修習を受ける。ここで、法曹の卵として訴訟という争いごとの実地訓練を受け、弁護士らしい見方や考え方が形成されていくのではないだろうか。

### 三本の矢

いずれにせよ弁護士と弁理士は、ものの見方や考え方が異なっているが、このような「違い」が上手く組み合わせられたとき、大きな効果をもたらす。とりわけ、特許訴訟のような特殊な民事訴訟では、単に特許技術が理解できる/できない、という問題に止まらず、異なった見方と考え方を組み合わせ/協

働させることで、最適かつ最強の訴訟対応が生まれるのではないだろうか。

このような次第で、特許訴訟は弁護士のみでは足りず、さりとて弁理士のみでも足りない。実質的な意味で、弁理士と弁護士が共同して訴訟代理するのが最適で、依頼人にとって最も有利な結果をもたらすのではないかと、思う。

そうであるなら、専門性だけでなく見方や考え方が異なる弁護士と弁理士が連携し、これらが本人（特許権者等）と一致協力していく...まさに、依頼人と弁護士と弁理士とが毛利元就の言う「三本の矢」となって、敵方の攻撃に的確に対処していくことができる筈である。

特定侵害訴訟代理権を取得するための能力担保研修に参加してみて、違う考え方と異なる専門を持つ者が集まり、得手と長所を出し合って補完し合いながら協力する...そういう仕事の仕方の大切さを痛感している。

